

砥部町建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領

平成 22 年 6 月 24 日

砥部町告示第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町（以下「町」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業。以下「債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度（以下「強化融資制度」という。）を利用する場合における砥部町工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する債権譲渡に係る承諾の対象範囲及び事務手続について必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第 2 条 債権譲渡の対象となる工事は、次に掲げるものを除く当初請負代金額が 130 万円以上の工事とする。

- (1) 町の低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 町が役務的保証を必要とする工事
- (3) 元請負人の施工能力に疑義が生じているなど、町が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(債権譲渡先)

第 3 条 町長が認める債権譲渡先は、次に掲げる者（以下「県連合会等」という。）とする。

- (1) 愛媛県建設業協同組合連合会
- (2) 株式会社建設総合サービス

(譲渡債権の範囲)

第 4 条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合における契約約款第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する町の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第 50 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 譲渡される工事請負代金債権の額は、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合にはその金額による。

(債権譲渡の承諾時期)

第 5 条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高が 2 分の 1 に達していなければ行ってはならない。

(債権譲渡の申請書類)

第 6 条 町長は、債権譲渡の承諾申請に当たっては、当該工事ごとに次の書類を元請負人及び県連合会等から共同で提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第 1 号） 3 通
- (2) 元請負人と県連合会等間で押印済の債権譲渡契約証書の写し 1 通
- (3) 工事履行報告書（様式第 2 号） 1 通
- (4) 申請日前 3 箇月以内に発行された元請負人及び県連合会等の印鑑証明書 各 1 通

ただし、県連合会等については初めて提出された以降、印鑑証明書の内容が変わらない場合には、提出を求めないことができる。

- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの

1 通

(債権譲渡承諾の処理手順等)

第7条 債権譲渡の承諾事務は、契約担当課において行う。

2 契約担当課は、以下の手順で承諾事務を行う。

- (1) 申請書類受理後、次条各号に規定する事項を確認したうえで速やかに承諾のための手続を行う。
- (2) 債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1号の1）の確定日付欄に承諾日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる通し番号を記載して砥部町長之印を押印のうえ、元請負人及び県連合会等にそれぞれ1通交付するとともに、1通を保管する。
- (3) 債権譲渡承諾チェックリスト（様式第3号）及び債権譲渡整理簿（様式第4号）により、債権譲渡の申請及び承諾状況を管理する。

(申請書類の確認時における留意点)

第8条 契約担当課は、以下の点に留意して申請書類の確認を行う。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書が適正であること。
 - ア 定められた必要事項のすべてが記載されていること。
 - イ 元請負人及び県連合会等の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印鑑が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。
 - ウ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがなく、かつ、第2条に規定する債権譲渡の対象工事であること。
 - エ 請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、当該工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 債務保証事業にあつては、債権譲渡契約証書において、原則として、次の各号のいずれかの下請負人保護方策が講じられていること。
 - ア 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、県連合会等が町から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、県連合会等が元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約
 - イ 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、県連合会等が町から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、県連合会等が残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約
- (3) 申請日前3箇月以内に発行された印鑑証明書の原本が提出されていること。
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
- (5) 当該請負契約が解除されていないこと、又は契約約款第47条第1項各号に該当するおそれがないこと。
- (6) 工事履行報告書により、当該工事の出来高が2分の1以上であることを確認できること。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 町長は、第6条に規定する申請書類の提出がない場合、又は前条に規定する事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合においては、町長は、速やかに、元請負人及び県連合会等に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付しなければならない。

(出来高確認)

第10条 債務保証事業又は強化融資制度における債権譲渡契約の締結若しくは融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、県連合会等が当該出来高確認を行う。

2 前項の規定による出来高確認を行うに当たり現地確認の必要がある場合は、県連合会等は、町長に対して工事出来形査定協力依頼書（様式第6号）を提出しなければならない。この場合において、町長は、当該工事の監督を所管する課と協議のうえ、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認しなければならない。

(融資実行の報告)

第11条 元請負人及び県連合会等は、町の債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに連署にて町長に融資実行報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 債務保証事業においては、元請負人及び県連合会等は、前項に掲げる報告書と併せて、下請負人等への支払計画書を提出するものとする。

(債権金額の請求)

第12条 町長は、債権譲渡を受けた県連合会等からの債権金額の請求に当たっては、以下の書類を債権譲受人から提出させるものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式第8号） 1通

(2) 発注者の押印がある債権譲渡承諾書の写し 1通

2 元請負人は、町が債権譲渡の承諾を行った日以後においては、契約約款第34条に規定する前払金及び中間前払金並びに同第37条に規定する部分払金の請求をすることができない。

(請求書類の確認事項)

第13条 県連合会等から債権金額の請求があった場合は、町長は、提出された工事請負代金請求書及び当該請求書に添付された債権譲渡承諾書の写しを、請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリストにより確認のうえ、所定の手続きを経て請負代金を支払うものとする。

附 則

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

2 第8条第2号の規定にかかわらず、元請負人が倒産した場合の下請負人保護方策の確認については、当分の間、融資時に元請負人が県連合会等に対して下請負人等への支払計画書等の提出を行い、かつ、元請負人と県連合会等との間の債権譲渡契約において、県連合会等が町から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算のうえ、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を県連合会等が元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められていることを確認することで、これに代えることができる。